



2020年2月14日

各 位

会社名 株式会社 U M N ファーマ
代表者名 代表取締役会長兼社長 平野 達義
(コード番号：4585 東証マザーズ)
問合せ先 取締役財務部長 橋本 裕之
(TEL. 045-595-9840)

株式併合並びに単元株式数の定めの廃止 及び定款の一部変更の承認決議に関するお知らせ

当社は、2020年1月9日付「株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2020年2月14日から2020年3月15日までの間、整理銘柄に指定された後、2020年3月16日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案（株式併合の件）

当社は、2020年1月9日付「株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）に関して必要なご承認をいただくため、本臨時株主総会を開催いたしました。

- ① 併合する株式の種類：普通株式
- ② 併合比率：当社株式について、2,949,416株を1株に併合いたします。
- ③ 減少する発行済株式総数：17,696,494株
- ④ 効力発生前における発行済株式総数：17,696,500株
- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数：6株
- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数：24株

- ⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、塩野義製薬株式会社（以下「公開買付者」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定であります。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者による2019年10月31日から2019年12月12日までを買付け等の期間とする当社株式並びに2010年3月29日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権、2010年7月16日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権、2010年8月13日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権、2010年8月31日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権及び2018年4月13日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権に対する公開買付けにおける当社株式1株あたりの買付け等の価格と同額である540円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

- (1) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は24株に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は6株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株主の権利制限）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (3) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を有する者は公開買付者のみとなり、また本株式併合後の端数処理が完了した場合には、当社の株主は公開買付者のみとなる予定であるため、定時株

主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、定款第12条（基準日）を変更するものであります。なお、当該変更の効力が発生した場合、2020年3月31日に開催を予定している当社定時株主総会については、2019年12月31日を基準日とするものではなく、当該定時株主総会開催時点の株主をもって議決権を行使できる株主と取り扱う予定であります。

3. 株式併合の日程

| | |
|---------------|-------------------|
| ① 本臨時株主総会開催日 | 2020年2月14日（金） |
| ② 整理銘柄指定日 | 2020年2月14日（金）（予定） |
| ③ 当社株式の最終売買日 | 2020年3月13日（金）（予定） |
| ④ 当社株式の上場廃止日 | 2020年3月16日（月）（予定） |
| ⑤ 本株式併合の効力発生日 | 2020年3月18日（水）（予定） |

以上